

香南市排水設備工事指定業者等の指定又は登録の取消し又は一時停止に関する
要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、香南市公共下水道条例（平成18年香南市条例第187号。以下「条例」という。）第6条の13に規定する排水設備工事に係る不適切な事務処理若しくは施行又は第24条に規定する行為の許可に係る不適切な事務処理を行った指定業者への処分について、必要な事項を定めるものとする。

(処分基準)

第2条 市長は、条例第6条の13各号に規定する行為を行った排水設備工事指定業者等（以下「指定業者等」という。）に対し、別表第1の左欄に掲げる違反の内容の区分に応じ、それぞれ同表に定める点数の累計が別表第2の左欄に掲げる処分の対象となる違反点数となったとき、同表に定める処分を行うものとする。

2 市長は、条例第6条第1項に規定する指定業者の指定又は登録の取消し又は一時停止により指定業者等が被る損害について、その一切の責めを負わない。

(台帳の作成)

第3条 市長は、排水設備工事指定業者台帳及び排水設備工事責任技術者台帳を作成し、必要な事項を記載する。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

違反の内容	判断基準	点数	事例
(1) 計画の確認及び申請の許可義務違反	排水設備計画の確認及び工作物設置許可申請を怠った者	30	排水設備申請書を届出ることなく工事を行っている場合及び工作物設置届を提出することなく工事を行っている場合
(2) 使用開始等の	下水道の使用開始の	20	下水道使用開始届出書を使用

届出義務違反及び 工作物設置許可違 反	届出を怠った者及び 工作物設置許可を待 たず着工した者		開始した日に届出ることなく、 使用している場合又は工作物 設置許可を受けずに施工した 場合
(3) 工事の変更届 出義務違反 A	排水設備計画の変更 及び工作物設置許可 変更申請を怠った者	10	工事内容の変更手続を行わず 施工した場合（軽微な変更を除 く。）
(4) 工事の変更届 出義務違反 B		50	工事内容の変更手続を行わず 施工し、市の施工基準を逸脱し ている場合
(5) 工事の完成届 出等義務違反	工事の完了した日か ら10日以内に、検査 に係る届出を怠った 者	10	排水設備の完成届出を工事の 完了した日から10日を超過し て届出があった場合又は工作 物設置工事が完成して10日を 超過して連絡があった場合
(6) 工事の実施者 違反	申請書と異なった者 に工事を行わせた者	60	申請書に記載された施工業者 以外のもので工事を行わせる ことを目的として、指定業者自 らの商号を使用し、排水設備申 請書及び工作物設置許可申請 等を届け出ていることが判明 した場合
(7) 不適切な行為 A	不適切な行為及び施 工等を行った者	10	粗雑な工事等を改善するよう 期日を定めて命令したが、それ を行わなかった場合
(8) 不適切な行為 B		90	粗雑な工事等（人為的要素が多 大な時）により市の管理する下 水道施設及び周辺環境に重大 な影響を与えた場合。（汚水の

			流出、市の管理する下水道施設の損傷等)
(9) その他	上記違反内容に当たらないが、他法令等に違反する行為	別途市長が決定	不誠実な言動及び関係法令等の違反

備考

- 1 一申請の中に複数の違反行為がある場合は、それぞれの違反に係る違反点数を加算する。
- 2 違反点数を課せられた日（通知日の翌日をいう。）から1年を経過しない間に再度違反行為を行った場合は、前回課せられた違反点数に加点する。
- 3 違反点数を課せられた日から1年を経過して新たな違反行為がなかったときには、違反点数は消滅する。
- 4 複数件の違反行為を審議する場合においては、1件目は違反点数が最大となるものとし、2件目以降は、違反行為につき(1)の場合は10点を、(4)、(6)及び(8)の場合は20点を、それ以外については5点をそれぞれ加点する。ただし、指定業者等から届出義務違反の申出のあった(1)の違反行為については、加点を5点とする。
- 5 指定業者等から届出義務違反を犯したとの申出があった際は、(1)、(4)、(6)及び(8)の場合は15点を、(2)の場合は10点を、(5)の場合は5点を、違反点数からそれぞれ軽減することができる。

別表第2

処分の対象となる違反点数			処分の内容
1回目	2回目	3回目	
40点以上 60点未満			1月以内の指定の効力の停止
60点以上 80点未満	40点以上 60点未満		2月以内の指定の効力の停止
80点以上 100点未満	60点以上 80点未満	40点以上 60点未満	3月以内の指定の効力の停止

100点以上	80点以上	60点以上	6月以内の指定の効力の停止
150点未満	100点未満	80点未満	
150点以上	100点以上	80点以上	指定取消し

備考

- 1 指定の効力の停止処分措置が初めて又は前回の指定の効力の停止処分措置から3年を経過している場合は、1回目の処分とする。
- 2 指定の効力の停止処分措置を受けた日から1年を経過せずに再び違反行為を行った場合は、前回課せられた違反点数に加点し、2回目以降の処分を適用する。
- 3 指定の効力の停止処分措置を受けた日から3年を経過せずに再び違反を行った場合は、対象となる処分内容は2回目以降の処分を適用する。
- 4 前回の指定の効力の停止処分措置を受けてから3年を経過せずに処分対象となる点数に達する行為を3回より多く繰り返した場合の処分については、別途検討する（別に市長が定める）。
- 5 指定取消しを受けた指定業者は、処分を受けた日から2年間条例第6条第1項に規定する指定業者の登録ができない。